



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第259号 令和2年11月10日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
690	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	障がい福祉課
691	肥料の登録事項に変更を生じた件	もうかるブランド 推進課
692	土地改良区が解散した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
693	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
694	道路の区域を変更する件	道路整備課

徳島県告示第六百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所		廃止の届出		廃止	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年月日	年月日	年月日	年月日
四国日の出商事株式会社	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	日の出タッチ国府教室	徳島市国府町南岩延字西野八九八番地一一	児童発達支援	令和二年十月二十六日	令和二年十一月三十日			

徳島県告示第六百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次の肥料の登録事項に変更を生じたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称		生産業者の氏名又は名称及び住所	変更年月日
徳島県 第七号	生石灰	最優生石灰	旧		
徳島県 第十号	消石灰	特撰消石灰	同	同	同
			榎野石灰工業株式会社 徳島県阿南市加茂町東だいご一〇番地一	榎野石灰工業株式会社 徳島県板野郡北島町中村字前須一九番地一	令和二年十月七日

徳島県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年十一月十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	解散認可年月日
徳島市上八万町 星河内土地改良区	令和二年十月二十日

徳島県告示第六百九十三号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（航空レーザー測深（陸部および水部の地形測量））	徳島市、板野郡藍住町及び上板町、名西郡石井町、吉野川市、阿波市、美馬市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町並びに三好市（吉野川 地内）	令和二年九月十日から 令和三年二月二十六日まで

徳島県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

235	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
宮川内牛島 停車場		阿波市土成町宮川内字下 り松七八番二地先から 同 八四番二地先まで	同	旧	三・三了七・一	九七・六
				新	八・七了九・八	九七・六